

## ランピースキン病に関する Q&A

2025 年 7 月 28 日現在

### 1. 基本的な事項

1-1 ランピースキン病はどのような病気ですか。

ランピースキン病ウイルスによって引き起こされる牛や水牛に感染する病気です。死亡率は 1～5%と低いですが、皮膚の結節が特徴的であるほか、水腫、発熱、鼻汁、流涙、食欲不振、乳量の減少等の症状が見られます。重傷の牛は死亡することもあります。ほとんどの牛は発症しても徐々に回復します。主な感染経路は蚊、サシバエ、ヌカカ、マダニなどの吸血昆虫（ベクター）による機械的な伝播ですが、感染動物との接触で感染する場合もあります。

1-2 ランピースキン病ウイルスは人に感染しますか。

ランピースキン病ウイルスは人には感染しません。

1-3 ランピースキン病ウイルスに感染した牛の生乳や肉は安全ですか。

ランピースキン病ウイルスに感染した牛由来の生乳や肉を食べても、人の健康に影響はありません。また、ランピースキン病にかかっている牛由来の肉や乳が市場に出回ることはありません。

（参考）[ランピースキン病について | 食品安全委員会](#)

1-4 本病の潜伏期間はどれくらいですか。

血液中にウイルスを投与した感染実験の結果では、潜伏期間は 4～14 日間であった、と報告されています。WOAH（国際獣疫事務局）によると実際の野外環境下での潜伏期間についての報告はないとされていますが、潜伏期間の長さは暴露されるウイルス量に左右されると考えられ、実際の野外環境下においては潜伏期間がより長くなる可能性もあります。

1-5 発症した牛は、どれくらいの期間で回復しますか。

発熱や乳量の低下等の皮膚病変以外の症状は、早期に回復します。また、皮膚病変の回復には数か月かかり、病状の重さによっては 1～2 年かかるものもあるとされています。

1-6 牛の品種間で感染のしやすさに違いはありますか。

ホルスタイン種と黒毛和種で感染のしやすさに違いがあるという報告はありませんが、海外の事例ではホルスタイン種がコブ牛より感染しやすいという報告もあり、品種によって感染しやすさに違いがあることは知られています。これまでの国内事例ではホルスタイン種で多くの発症が確認されています。泌乳中の乳牛はストレスを多く受けることから、より感染等が生じやすい可能性があると思われます。

### 2. 発生状況について

2-1 現在の国内での発生状況はどうですか。

2024 年 11 月 6 日に国内で初めて発生が確認されて以降、同年 12 月 26 日までに福岡県及び熊本県において 22 農場での発生が確認され、230 頭の発症牛が確認されました。2025 年になってからは、国内の新規農場での発生は確認されていません。

(参考) 最新の発生状況 [ランピースキン病に関する情報：農林水産省](#)

#### 2-2 海外での発生状況はどうですか。

本病はもともとアフリカで発生が確認されていた疾病ですが、2010 年代に中東の一部、トルコ及び南ヨーロッパで発生が見られ、2019 年以降アジアにも発生が拡大し、2023 年 10 月には韓国で初めての発生が確認されました。2025 年には、イタリア、フランスでも初めての発生が確認されています。

(参考) 最新の発生状況 [ランピースキン病に関する情報：農林水産省](#)

#### 2-3 国内の発生農場ではどのような症状が確認されましたか。

国内の発生農場では、皮膚の結節、発熱、跛行、蹄冠の腫れ等が確認されています。特に、皮膚の結節が確認されていなくても、感染初期には発熱、食欲不振、跛行等の症状が認められていることから、発生地域においては日頃から飼養牛を観察し、これらの症状を確認した場合には、速やかに家畜保健衛生所に相談して下さい。

### 3. 防疫対策について

#### 3-1 ランピースキン病の家畜伝染病予防法上の取扱いが変わったのですか。

本病は、これまで家畜伝染病予防法上「届出伝染病」であったことから、2024 年 11 月からの国内発生では、法的強制力をもったまん延防止措置を講じることができず、発症した牛の自主とう汰、出荷自粛、ワクチン接種等の支援や指導等を実施してきました。一方で、法的強制力をもって措置を講じることができなかったことが、感染拡大の一因となったのではないかと考えられました。今後も本病が国内で発生し、まん延するリスクは十分に想定されることから、2025 年 7 月 28 日付けで、殺処分の命令など「家畜伝染病（法定伝染病）」に対するまん延防止措置と同程度の措置を行えるようにしました。

#### 3-2 牛の飼養農場でどのような防疫対策が必要でしょうか。

ランピースキン病を発症した牛の早期発見が重要であることから、定期的に観察し、発症した牛、疑われる症状が認められた牛は速やかに隔離するとともに、家畜保健衛生所に相談して下さい。また、サシバエ等による伝播を防ぐため、殺虫剤の散布等のベクター対策が重要です。さらに、器具を介した感染を防ぐため、飼養器具等の洗浄・消毒、血液を介した感染を防ぐため、注射針、直検手袋や人工授精用器具の一头ごとの交換または消毒も重要です。

#### 3-3 ランピースキン病が発生した農場では、どのような制限がかけられますか。

ランピースキン病の感染が確認された牛（患畜、疑似患畜）は、家畜伝染病予防法第 17 条の規定に基づき、都道府県知事から当該牛の所有者に対して殺処分命令が発せられることとなります。

さらに、患畜等由来の生乳、発生農場由来の精液は汚染物品として焼却、埋却又は消毒を行う必要があります。また、発生農場及び発生農場を中心とした半径5km以内の周辺農場（発生状況に応じて20km以内まで拡大可能）においては、生きた牛の他の農場、家畜市場等への移動（と畜場への出荷を除く。）が制限される場合があります。

3-4 ランピースキン病のまん延防止にはどのような防疫対策が有効でしょうか。

農場内や他の農場への感染拡大を防ぐため、患畜等の殺処分により発生源をなくすとともに、ワクチン接種が有効です。ただし、ワクチンのみに頼るのではなく、吸血昆虫対策、畜舎や飼養器具の清掃・消毒、農場間を移動する車両などでの防除対策も重要です。また、患畜等が殺処分されるまでの間、患畜等を隔離するとともに、防虫ネットの設置や牛体へのベクターの忌避剤を利用することも重要です。

3-5 吸血昆虫の対策はどのように行えばよいですか。

吸血昆虫のなかでも、個体数や吸血頻度が多いサシバエ対策が特に重要です。卵、幼虫及びさなぎ対策として、堆肥については、適切な頻度での切り返しや水分管理によって発酵熱を高め、殺虫を行うことが推奨されます。また、牛舎壁の隅、牛舎内の溝、ウォーターカップ下、通路のゴムマットの下やその隙間等の清掃や、幼虫等が多く生息する傾向のある牛舎内の成牛の踏まない場所（特に牛舎隅等）や子牛の牛床全体への昆虫成長制御剤（IGR剤）の散布が有効です。

成虫対策としては、成虫が発生した場合には、殺虫剤の散布による防除が推奨されます。なお、連続的に同一系統の薬剤を使用することはサシバエによる薬剤抵抗性の獲得を助長しかねないことから、作用機序の異なる薬剤をローテーションで使用する事が推奨されますので留意ください。また、牛舎に成虫を近づけない観点から、網目が6ミリメートルの薬剤含浸防虫ネット及びハエ取り紙の牛舎への設置、サシバエの休息場所となる牛舎周辺の草刈り等が有効です。

[熊本県が作成したリーフレット](#)や[九州農政局が作成したリーフレット](#)も参照ください。

3-6 消毒はどのように行えばよいですか。

本病ウイルスは、エタノール、次亜塩素酸ナトリウム、逆性石鹼等の多くの消毒薬が有効です。踏込消毒槽を含め、畜舎の消毒を徹底しましょう。詳しくは[熊本県が作成したリーフレット](#)を参照ください。

3-7 ランピースキン病ワクチンはどのようなものですか。

現在、国内で医薬品医療機器等法に基づく製造販売の承認を得ているワクチンはありませんが、近年の韓国での発生を踏まえ、農林水産省「ランピースキン病対策検討会」（R5年度実施）における専門家による議論の結果、発生に備えてワクチンを輸入・備蓄することが望ましいとされ、備蓄ワクチンについては、

- ・複数の国で使用実績があること
- ・論文等により一定の安全性及び有効性が確認されていること

等から、MSD Animal Health社のランピースキン病ワクチンが推奨されたところです。

それを受けて、2024 年 4 月より、同社製ワクチンを 20 万ドーズ輸入、備蓄し、希望する都道府県に対し分与しています（日本中央競馬会畜産振興事業により日本動物用医薬品協会が実施）。また、このワクチンは都道府県の獣医師である家畜防疫員のみが接種を行えることとしています。

当該輸入ワクチンについては、内閣府食品安全委員会が食品健康影響評価において、「ランピースキン病ワクチンを接種した牛に由来する製品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えられる」としております。

なお、国内で発生が確認された場合、原則、発生農場及び発生農場を中心とした半径 5 km 以内の農場に対して、緊急的にワクチン接種が行われます。

3-8 ランピースキン病ワクチンの有効性は確認されていますか。

アフリカ、欧州、アジア等の発生国でワクチン接種が実施され、清浄化や発生数の減少が確認されています。特に、韓国では、全頭へのワクチン接種以降、発生件数が大幅に減少しました。また、ワクチン接種はランピースキン病撲滅のために最も有効なツールとして国際機関（WOAH、EFSA）が推奨しています。

3-9 ランピースキン病ワクチンの牛に対する安全性は確認されていますか。

海外では、国内で備蓄している製品の同等製品が 15 年以上にわたり約 3,000 万ドーズ以上が使用され、重篤な症状等を示した事例がほとんどなかったことが報告されています。一時的な乳量減少や注射部位の腫れ、皮膚の結節等の副反応見られますが、通常は治療しなくても消失します。なお、ワクチンの接種部位が腫脹しやすくなるため、尾根部や肘部等への接種は推奨されず、頸部への接種が推奨されます。

また、ワクチンは発症を抑えるものであり、感染を完全に防ぐものではありませんので、皮膚の結節等が継続する等、野外株の感染が疑われる場合は家畜保健衛生所にご連絡ください。

3-10 国内のランピースキン病ワクチン接種状況はどうなっていますか。

福岡県において、2024 年 11 月 21 日から発生農場の周囲半径 20 km 以内の農場を対象に、ランピースキン病ワクチンの接種が実施されてきました。詳しくは福岡県庁ホームページを参照ください。なお、ランピースキン病ワクチンを接種した牛の生乳や肉を食べても人の健康には影響ありません。

（参考）[家畜衛生に関するお知らせ - 福岡県庁ホームページ](#)

3-11 ランピースキン病のワクチンを接種するメリットはありますか。

ランピースキン病ワクチンは発症予防の効果があり、ウイルスの排出が抑えられることで、発生地域での感染拡大の抑制に繋がります。また、ランピースキン病ワクチンは接種後 3 週間で免疫効果が発現することから、発生農場であってもワクチン接種後 3 週間を経過した牛は、臨床的に異状がなければ家畜市場等への出荷は可能です。

3-12 ランピースキン病のワクチンを接種した牛を導入した場合、その牛が感染源となって病気

を広げる恐れはあるのですか。

ランピースキン病ワクチンは感染を完全に防げるものではありませんが、接種牛が万一野外株に感染していたとしても、ワクチン接種後3週間経過しておりかつ臨床的な異状がない場合には、その牛が移動先に本病をまん延させるリスクは非常に低いと考えられます。

ランピースキン病ウイルスに感染した牛においては、病変部（結節の上皮）にウイルスが多く集積することが知られています。ランピースキン病ワクチンは接種したとしても感染を完全に防げるものではありませんが、ワクチン接種牛の体内ではウイルスの増殖が抑えられることから、発症を予防する効果はあります。接種牛では、病変の出現が抑えられることでウイルスが排出されにくくなることから、上述のまん延リスクの低減に繋がります。

3-13 ランピースキン病ワクチンを接種した牛は、と畜場に出荷できますか。

ワクチン接種後20日を経過すれば、と畜場に出荷できるようになります。

3-14 ランピースキン病ワクチンを接種することにより、流通面で制約を受けますか。

ワクチン接種後20日を経過すれば、と畜場に出荷できるようになります。ワクチン接種牛由来の牛肉については、国内流通上の制約はありません。

また、ワクチン接種が実施された都道府県においてワクチン接種が開始された日以降に生まれた牛や飼養された牛の牛肉は米国向けに輸出できないことが一時的にありましたが、現在は輸出が再開されています。輸出の制限について、詳しくは「6. 輸出への影響について」をご覧ください。

3-15 ランピースキン病ワクチンを接種した牛の生乳や牛肉は安全ですか。

2024年3月に内閣府食品安全委員会が通知した食品安全影響評価にて、「ランピースキン病ワクチンを接種した牛に由来する製品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えられる」との評価を受けており、ランピースキン病ワクチンを接種した牛の生乳や肉を食べても人の健康には影響ありません。

#### 4. 侵入伝播経路について

4-1 ランピースキン病はどのようにして日本に侵入したと考えられますか。

2024年11月の発生時、韓国を始めアジア諸国で発生が確認されていたこと、ヌカカ等の吸血昆虫が媒介することから、大陸から風や乗り物など何らかの方法により、ウイルスが付着した吸血昆虫が日本に運ばれた可能性が考えられています。

4-2 ランピースキン病はどのようにして国内の農場間で伝播したと考えられますか。

本病の感染拡大の主な要因は、蚊、サシバエ、ヌカカ、マダニ等の吸血昆虫による機械的伝播と考えられています。実際、福岡県の発生農場付近で2024年11月時点でもサシバエの活動が確認されていたことから、吸血昆虫による農場間伝播の可能性が考えられます。

感染した牛の移動も主な感染拡大要因となります。熊本県での1例目の事例は、福岡県の発生

農場から移動していた牛が飼養されていた農場で確認されたものであり、感染牛が移動したことが原因と考えられます。

これら以外にも、近年の流行株では、感染牛との直接的又は間接的な接触による伝播も指摘されています。また、人による伝播の可能性も否定できません。

さらに、諸外国では、ウイルスで汚染した精液による伝播も報告されています。

4-3 韓国では、2023 年 11 月以降 9 か月の期間において再び発生が確認されましたが、この原因についてどのように考えられていますか。

韓国では 2023 年 10 月から 11 月にランピースキン病の発生がありましたが、その後 9 か月間に渡って発生は確認されず、2024 年 8 月に再び発生が確認されました。これについて、韓国の農林畜産食品部の報告書によれば、韓国国内で本病が越冬したのではなく近隣国から再侵入したものと考えられています。

## 5. 支援策について

5-1 患畜等の殺処分を行った生産者に対して支援はありますか。

2024 年の国内での発生対応を踏まえ、殺処分の命令など「家畜伝染病」に対するまん延防止措置と同程度の措置を行えるようになったことに伴い、患畜等の殺処分を行った場合、家畜伝染病予防法に基づき患畜については評価額の 3 分の 1、疑似患畜については評価額の 5 分の 4 の手当金が交付されます。

5-2 本病の防疫対策要領に基づき処分された患畜等の生乳、精液については補償されますか。  
廃

患畜等の生乳、精液については、本病のウイルスに汚染又は汚染したおそれがある汚染物品として家畜伝染病予防法により処分されます。処分した汚染物品については、評価額の 5 分の 4 の手当金が交付されます。

5-3 農場での吸血昆虫対策について、支援はありますか。

本病の発生県・発生地域での吸血昆虫対策については、家畜生産農場衛生対策事業により支援可能です。支援を希望される場合には、まずは都道府県に御相談ください。

5-4 ランピースキン病発生により牛の移動が制限されたため、長期間収入が得られず、経営が厳しいです。何か支援はありますか。

ランピースキン病発生に伴い、家畜伝染病予防法に基づく移動制限の対象となった場合、制限に起因する売上の減少額、飼料費の増加額等が支援の対象となります。また、経営の維持安定に必要な資金については、[農林漁業セーフティネット資金](#)の活用が可能です。(株)日本政策金融公庫の各支店等に御相談ください。

## 6. 輸出への影響について

ランピースキン病発生後も日本の畜産物を輸出することはできますか。

以下を除き、基本的にこれまで通り輸出することができます。

【EU 及び英国向け】牛内臓（横隔膜及び咬筋を除く。）

なお、米国向けについては、2024 年 12 月 19 日以降、ワクチン接種都道府県（福岡県）由来の牛肉は輸出することができませんでしたが、2025 年 3 月 19 日より輸出が再開されました。